

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年12月20日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700298号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700055号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年6月27日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成6年6月27日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年6月27日から同年7月1日まで

私は、平成6年4月1日付けでA社へ入社し、3か月の研修後に同社B事業所へ配属となったが、請求期間が厚生年金保険に未加入とされている。請求期間において同社に引き続き勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社及び同社B事業所が提出した「人事台帳」及び「社員名簿」並びに同社の回答により、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し(A社から同社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る平成6年5月の厚生年金保険の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、平成6年6月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成6年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700293号
厚生局事案番号 : 九州(脱)第1700003号

第1 結論

昭和37年3月21日から昭和41年7月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月21日から昭和41年7月21日まで

厚生年金保険の被保険者記録では、請求期間が脱退手当金支給済期間とされているが、私は昭和41年7月21日にA社を退社後、実家のあるB市に帰り、昭和41年10月*日に結婚してC市に転居しているので、脱退手当金の支給日とされている昭和41年12月22日には受け取ることができなかったと思う。

脱退手当金を受け取った記憶はないので、調査の上、請求期間を年金額に反映する厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が、請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書類として提出した脱退手当金裁定請求書の請求者の住所欄には「B市*番地」と記載されて、請求期間に係る脱退手当金の請求手続が行われているところ、当該住所地について、請求者は昭和41年12月当時、自身の両親が住んでいた旨陳述している。

また、前述の請求書及び当該請求書に係る脱退手当金計算書によると、請求期間に係る脱退手当金は、前述の住所地の近隣金融機関であったE郵便局宛に送金手続が行われた旨の記載が確認できる。

さらに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。